

高知県教育委員会 会議録

令和3年7月定例委員会

場所:教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和3年7月20日(火)13:30

閉会 令和3年7月20日(火)16:05

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	伊藤 博明
	教育委員	平田 健一
	教育委員	永野 隆史
	教育委員	森下 安子
	教育委員	町田 美紀
	教育委員	弥勒 美彦

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長	菅谷 匠
〃	教育次長	黒瀬 渡
〃	教育政策課長	小笠原直樹
〃	教職員・福利課長	中平 貢正(付議第6、7号のみ)
〃	幼保支援課長	田中 健(付議第8号のみ)
〃	小中学校課長	武田 浩志(付議第1号、第9号のみ)
〃	特別支援教育課長	高橋 信司(付議第1号から第5号のみ)
〃	教育政策課課長補佐	三谷 玲子
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	北村 朋理(会議録作成)
〃	教育政策課主査	前田つぼ美(会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長 7月定例委員会を開催する。

教育次長(総括) (提案説明)

教育長 付議第6号から第8号は、個人の情報を含む議案のため、付議第9号は人事に関する議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

教育長 それでは、付議第6号から第9号を非公開の取扱いとする。
また、本日の議事進行については、順不同となるが、まず、非公開議案の付議第9号をご審議いただき、14時15分から公開議案の付議第1号から付議第5号をご審議いただき、最後に非公開議案の付議第6号から第8号をご審議いただく進捗とさせていただきます。

【付議第9号 教職員の人事議案

(小中学校課)】

○小中学校課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	付議第9号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第9号を原案のとおり議決する。

【付議第1号 公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則の一部を改正する規則議案

(小中学校課)】

○小中学校課長 説明

○質疑

平田委員	「心身の故障」を「障害」とすることは国からの通知か。
事務局	平成18年に、「心身の故障」から「障害」という表記にすることとなっていたが、高知県の規則を修正しておらず、今回併せてこれを障害という表現に修正する。障害のある児童の就学を円滑にする必要性や、設置者が当該教育についての対外的な説明責任を果たす観点から、各特別支援学校の扱う障害種別を明らかにすることが必要となったということである。
教育長	参考資料2は国の配置基準か、県のものか。参考資料1と2の関係はどうなっているのか。
事務局	県の配置基準である。参考資料1も県の規則であり、新旧対照表の旧が新になり、参考資料1の学級編制基準の小学校の単式の40人のところが、小学校1年生、2年生が35人になっており、これが令和7年3月31日までの間に、第6学年まで年次進行で段階的に35人となっていく。別紙のところに、「毎年度、高知県教育長が定める学年及び特別の事情がある小学校」とあるのは、参考資料2の学級編制基準を示しており、毎年更新されていく。
教育長	35人になるが、「毎年度、高知県教育長が定める学年及び特別の事情がある小学校」というところで参考資料2が出てきて、来年小学校3年生が、再来年は4年生が、ということになる。
教育長 各委員	付議第1号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手

教育長	付議第1号を原案のとおり議決する。
-----	-------------------

【付議第2号 高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則の一部を改正する規則議案案 (特別支援教育課)】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

弥勒委員	知的障害特別支援学校の入学希望者、生徒数が増加しているということだが、背景となっていることは何か。
事務局	実際の障害者の人数自体は変わっていないはずだが、特別支援学校に入りたいという子どもについて、保護者や地域など、様々な理解が深まり、今までではなかなか入りづらかった、目指すことが難しかった、そういった子どもや保護者にとって目指しやすくなったということと、特別支援学校の専門性を求めるニーズが高まってきたということが背景にあるのではないかと考えている。
弥勒委員	周知が行き届いてきたということと、偏見が少しずつ薄れてきた、もう一つは専門性で、社会参加をこれまでである意味ではなかなか難しいと諦めていた家庭が社会参加に対して積極的になり、そのために必要な能力を身につけられるような所に子どもを預けたい、その様な考え方が広まってきたということか。
事務局	そうである。
教育長 各委員 教育長	付議第2号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第2号を原案のとおり議決する。

【付議第3号 高知県立特別支援学校の小学部・中学部の定員及び入学区域に関する議案 (特別支援教育課)】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

平田委員	提案の仕方について、資料の別紙を見ると、しんほんまち分校だけ定員を記載しているが、議案名にあるように特別支援学校の、たとえば全部が入ってくるような気がする。入学区域については全部の特別支援学校について記載し、定員については高知しんほんまち分校以外は横線が入っている。資料のタイトルと中身がちぐはぐに思う。
------	--

事務局	<p>この別紙については、今までなかった資料であり、特別支援学校の小学部・中学部については、今までは特に定員を設けておらず、入学区域等については、高等部に準ずる形としていた。</p> <p>高知しんほんまち分校については、定員を設ける必要があるため小学部・中学部の定員について議決を求めるものである。</p>
平田委員	<p>定員の欄の横線は、入学を希望した生徒は全て受け入れるということか。</p>
事務局	<p>そうである。</p>
教育長	<p>特別支援学校で定員という概念を用いたのは今回が初めてである。定員という概念がなかったため、山田特別支援学校などが狭あい化してきた。そのため、新しい学校を設置しても定員という概念がないとどこかに集中してしまい、狭あい化解消の効果がなくなってしまうため、今回高知しんほんまち分校だけに定員という概念を用いることにした。</p>
弥勒委員	<p>今までは目安という言葉が使われていたと思う。</p>
教育長	<p>今まではそうであった。山田特別支援学校は最大 144 名という目安があり、それくらいの規模で学校をつくっているが、子どもがどんどん増えてきて、一時期 190 名くらいまでになった。144 名という目安はあるが、それ以上は受け入れないということにはならなかった。そのため、山田特別支援学校が狭あい化し、職員室も狭くなり、特別教室を普通教室に代えるような状況になったため、今回新しい特別支援学校を新設したが、市内だから便利だといって 100 人入ると、新しい学校が狭あい化していく。その対策として一定校区であるとか、定員というものを決めさせていただいた。</p>
弥勒委員	<p>山田特別支援学校は依然として目安を大幅に超過した状態が続くのか。</p>
教育長	<p>今回新設することにより、徐々に減っていき、適正の数に収まっていくと思う。</p>
弥勒委員	<p>目安である 144 名に対して 190 名がいるが、それに対して定員6名というのはどういうことか。</p>
教育長	<p>1学年の定員が6名のため、中学部3学年で 18 名、高等部が定員8名の2クラスということで、16 名 × 3 学年で 48 名になり、合わせると 66 名となる。全てが山田特別支援学校から来るとは限らないが、単純に 190 名から 66 名を引けば 124 名になる。</p>

弥勒委員	定員6名についてのそういった考え方はどこかに記載しているか。
教育長	どこかに1学年ということに記載しないと分からない。資料別紙の「定員」の欄に「1学年」と明確に記載した方が良いのでは。
事務局	資料別紙の「定員」の欄に「1学年あたりの」を表記する。
事務局	—資料別紙議案書差し替えのため、一時中断、付議第4号を先に審議— 別紙の「定員」としていたところを「1学年あたりの定員」とし、定員6名が1学年あたりの定員ということが分かるように修正をした。
教育長 各委員 教育長	付議第3号の議決を求める。修正案に賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第3号を修正案のとおり議決する。

【付議第4号 令和4年度県立特別支援学校幼稚部・高等部入学志願者取扱要項に関する議案
(特別支援教育課)】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

森下委員	この取扱要項は誰に配付するものか。
事務局	市町村教育委員会へ配付する。
森下委員	保護者には別にあると考えていいか。
事務局	保護者へ配付するものについては、取扱要項をもとに、各特別支援学校で作成した募集要項を中学校へ配付することで、保護者に届くようになっている。幼稚部については、随時出願することができるため、最寄りの市町村教育委員会または、盲学校、高知ろう学校で直接受け取ることができる。
森下委員	高知しんほんまち分校は、デュアルシステムを取り入れるということなので、そのことをしっかり理解したうえで受検するかどうか、保護者にも理解してもらわないといけないと思うが、それについてはどこに記載されているか。これを誰に配付して、高知しんほんまち分校の特徴を保護者にどうわかってもらうのが疑問だったので質問させてもらった。 また、資料20ページに「教育相談を受けること」とあるが、これも保護者へ説明していくのか。

事務局	8月以降に保護者説明会を行う。案内チラシ等も作りたいたいと思っており、教育内容について保護者が見て分かる形にしていきたい。
森下委員	市町村教育委員会にも教育の特徴が分かる資料を渡す、これとは別にあるという理解でよろしいか。
事務局	そうである。
弥勒委員	資料13ページからの新旧対照表で、左側が新で右が旧ということが、できれば各ページに「新」「旧」記載した方が親切だと思う。 今回初めて定員を定める中で、定員6名ということだが、教育相談とか、そういったことを行った上で選抜するのか。
事務局	定員6名というのは中学部のことであり、これは幼稚部・高等部の入学志願者取扱要項だが、例年だと幼稚部・高等部の入学志願者取扱要項を定め、小学部・中学部はそれに準じた形で運用していく。高知しんほんまち分校については、入学定員と入学区域は別に定めなくてはいけないということで、付議第3号にてご審議いただいた。定員6名については、高知市の方で保護者と本人の合意形成の段階で調整をお願いしている。
弥勒委員	高知しんほんまち分校の高等部の定員16名については選抜することか。
事務局	16名より多く志願があった場合は、何らかの形で選抜をすることになる。
弥勒委員	教育相談やプロセスについてもどこかに記載されているか。
事務局	教育相談を受け、まず特別支援学校に該当するか発達検査を行う。学校が資料を作成し、その資料を元に高知県が設置している教育支援委員会で特別支援学校の該当者かどうか判定をいただく。そこをクリアして初めて特別支援学校に該当することになるため、該当する方が16名を超えた場合については何らかの形で選抜をする。
弥勒委員	教育相談を受けて普通科に行くように勧められる場合もあるのか。
事務局	発達検査等の話を聞く中で、特別支援学校に該当しないのではないかとということもある。
平田委員	選考検査日については昨年度を参考にしながら日程を組んでいると思う

	が、今年度は選考検査日が6日程度早く、合格発表を1日早くしたのはなぜか。
事務局	教育支援委員会のメンバーに大学の先生もおり、ちょうど大学の試験と日程が重なった。教育支援委員会を開催する上での都合もあり、例年2月の第1週頃、10日間くらいの間で日は動くが、今年度についてはこういった理由もあり、この日程としている。その他、新型コロナウイルス感染症のことだけではないが、受検者に不利益のないようになど、発表まで少し余裕があった方がいいという各学校からのご意見もあり調整をした結果である。
平田委員	選考検査日が早くなっているのので、受検生、関係学校、保護者等への周知をしっかりとお願いしたい。
教育長 各委員 教育長	付議第4号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第4号を原案のとおり議決する。

【付議第5号 高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則議案 (特別支援教育課)】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

町田委員	帳簿等は全部アナログ管理で、データ管理はされていないのか。保存期間が終わったものは破棄されるのか。
事務局	ここで示しているものについては紙ベースであり、保存期間が終われば破棄となる。
町田委員	破棄する際にデータ化はしないのか。
事務局	しない。
町田委員	保存期間の意図とは。データ化すれば保存期間等関係ないのでは。
事務局	文書の重要度により、1年、5年、10年、30年、永年保存などに分けられている。
町田委員	過去をたどってみる必要があるときに、データ保存をしておけばいいのでは

事務局	ないかと思った。
教育長	たどる必要があるものは10年や永年保存などとなっている。
各委員	付議第5号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
教育長	全員挙手 付議第5号を原案のとおり議決する。

【付議第6号 令和4年春の叙勲(教育功労)候補者推薦議案 (教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長	付議第6号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	付議第6号を原案のとおり議決する。

【付議第7号 令和4年春の叙勲(地方教育行政功労)候補者推薦議案 (教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長	付議第7号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	付議第7号を原案のとおり議決する。

【付議第8号 高知県幼保連携型認定こども園審議会委員の委嘱議案 (幼保支援課)】

○幼保支援課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長	付議第8号について修正し、付議第8号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	付議第8号を先ほどの修正のとおり議決する。

※委員名簿は別紙のとおり

(5)議決事項

付議第1号、第2号、第4号から第7号、第9号
付議第3号及び第8号

原案どおり議決
修正案のとおり議決